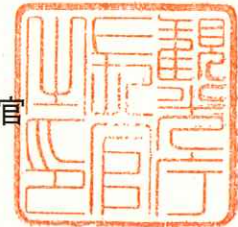




観 観 産 第 6 2 2 号
平成29年12月28日

各都道府県知事 殿

観光庁長官



旅行業法改正に伴う通達類の一部改正等について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）により旅行業法（昭和27年法律第239号）が改正され、平成30年1月4日に改正旅行業法が施行されることに伴い、各種通達類を別添のとおり一部改正及び制定しましたので、通知します。旅行業協会非加盟の旅行者及び旅行者代理業者に対して周知をお願いします。

また、「旅行業務の取扱いに関する留意事項について」（昭和58年3月17官観業第245号）、「無資格ガイドの使用禁止の徹底について」（平成17年4月20日国総旅振第32号）及び「旅行サービス手配業に関する施行要領」（平成29年10月31日観観産468号）は廃止します。

なお、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（一社）全国旅行業協会会長に対しても通知していますので、お知らせします。

(参考) 改正及び制定を行う通達の一覧

【改正】

- ・ 旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）（長官名）
- ・ 旅行業法第19条第1項に基づく旅行者の不利益処分の基準について（平成25年4月26日観観産第41号）（長官名）
- ・ 企画旅行に関する広告の表示基準等について（平成17年2月28日国総旅振第387号）（長官名）
- ・ 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について（平成24年6月29日観観産第123号）（長官名）

【新規制定】

- ・ 旅行業法施行規則第46条第4号の規定に基づき観光庁長官が定める旅行サービス手配業務取扱管理者の職務について（長官名）
- ・ 改正旅行業法による暴力団排除規定の運用について（参事官名）
- ・ 旅行業法改正に伴う経過措置について（参事官名）